

令和5年
第10回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第10回総会日程

令和5年10月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について
- (5) 非農地証明の報告について

5. 閉 会

令和5年第10回日の出町農業委員会総会

令和5年10月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	青木 崇 君	9	土澤 孝一 君
2	田中 豊弘 君	10	坂本 晴洋 君
3	関根 進 君	11	馬場 敏明 君
5	山崎 茂樹 君	12	野口 隆昭 君
6	松本 哲男 君	13	木住野 佑治 君
7	和田 勝 君	14	辻本 泰啓 君
8	天野 幸次 君	15	神田 功 君

事務局職員

事務局長 坂 井 岳
事務局次長 布 田 努
事務局 宮 林 克 芳

事務局長 定刻となりましたので、只今から令和5年日の出町農業委員会第10回総会を開会させていただきます。
まず初めに神田会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして、こんにちは。
本日総会の開催にあたりまして、招集させていただきましたところ、全員の皆様のご出席をいただきました。本日もご審議をよろしくお願いいたしますと思います。

事務局長 ありがとうございます。
続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行につきましては、神田会長にお願いしたいと思います。

会 長 日程3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番山崎委員、6番松本委員よろしくお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。
地区担当は和田委員さんです。よろしくお願いいたします。

委 員 ご説明いたします。10月20日に宮林主任と現地の確認を行って参りました。場所は案内図をご覧くださいと思います。
登記は田んぼとなっていますけど、現在は草が生えており、柿が植えてある状況で、田んぼではありません。
周辺の営農状況といたしましては、2つある場所の一つは、西側は会館で、東側には家があって周りでは耕作されているような状況ではありません。もう一つの場所は道路の脇の石積みの上の場所が畑という登記になっていますが、南側も山になっており、当該地は畑なのか山なのか分からない状況になっています。東側には畑がある程度で、周りはほとんど草と山という状況です。以上で説明を終わります。

会 長 事務局並びに和田委員さんの説明が終わりました。
本日は譲受人でありますAさんに来ていただいておりますので、営農計画等説明を求めたいと思います。

Aさん 今後畑では、夏野菜、秋とか冬野菜をやりたいと思います。

会長 今のお話しですと、農業の経験がないということによろしいでしょうか。

Aさん 家庭菜園的なことはやっておりました。

会長 ありがとうございます。

今現在農業まではやっておらず、家庭菜園的な事をやっていたというお話しがありましたが、委員の皆さんでご質問等ありましたらば受けたいと思います。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、Aさんにはここで退出をお願いしたいと思います。お忙しいところありがとうございました。

それでは、委員の皆さん方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。天野委員。

委員 今回の場合、売り手と買い手を繋ぐ仲介に入る業者とかいたのかどうか教えていただけますか。

事務局 不動産屋さんが間に入っておまして、売りたい方と買いたい方が不動産屋を通じてマッチングできたという形になっております。

会長 他に意見、質問等ございますか。

ないようですので、(1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

(2) 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は坂本委員さんです。説明をお願いいたします。

委員 10月20日午前に事務局の宮林主任と一緒に現地の確認を行いました。場所は案内図をご覧くださいと思います。

当該地周辺の営農状況は、当該地も含めてネギなどが作付されており、周辺の

状況については良好で管理が行き届いているというふうに判断いたしました。

当該地の営農状況は、現在はネギ等が植えられ特に問題はないというふうに判断いたしました。

周辺の営農への影響につきましては、問題ないと思われまます。以上簡単ですが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局及び坂本委員さんの説明が終わりました。

本日は譲受人であります B さんに来ていただいておりますので、営農計画等説明を求めたいと思います。

B さん 営農計画と言いましても、非常に狭い坪数でございますので、家庭菜園的に使っております、春野菜、夏野菜、秋野菜と季節に合わせた作物を自家消費のために使っているような形でございます。

会 長 B さんの説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がありましたらお願いいたします。

ご質問、ご意見等がないようですので、B さんにはここで退出をお願いしたいと思います。お忙しいところありがとうございました。

それでは、委員の皆さん方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ないようですので、(2) 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

(3) 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (説明)

会 長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は坂本委員さんです。説明をお願いいたします。

委 員 10 月 20 日午前に事務局の宮林主任と現地の確認を行いました。場所は案内図をご覧くださいと思います。

当該地の営農状況につきましては、第 2 号議案でも説明させていただいた通り、特段問題はなく、管理等についても非常に細部にわたって行き届いているというふうに判断できます。

周辺の営農への影響につきましては、第 2 号議案と同じ環境であるというに判断できますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 事務局及び坂本委員さんの説明が終わりました。
本日は譲受人であります C さんに来ていただいておりますので、営農計画等説明を求めたいと思います。

C さん 現在は会社員として働いております。
夏野菜、春野菜とかを栽培しています。

会 長 C さんの説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がありましたらお願いいたします。
ご質問、ご意見等がないようですので、C さんにはここで退出をお願いしたいと思います。お忙しいところありがとうございました。
それでは、委員の皆さん方でご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。ないようですので、(3) 議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。
続きまして、(4) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (会長専決処理報告 第 4 条届出 1 件)

会 長 事務局の説明が終わりました。
只今の報告につきまして、意見、質問がありましたらお願いいたします。意見、質問がないようですので、(4) 日の出町農業委員会会長専決規程第 4 条による報告とさせていただきます。
続きまして、(5) 非農地証明の報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (非農地証明 1 件)

会 長 事務局の説明が終わりました。
只今の報告につきまして、意見、質問がありましたらお願いいたします。意見、質問がないようですので、(5) 非農地証明の報告とさせていただきます。
以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署 名

_____ 番

_____ 番